

鳥取県における高齢者の歩行中死者の状況について

鳥取県内においては昨年、前年と比べて交通死亡事故が大幅に増加して死者数が31人（前年比+11人）となり、そのうち65歳以上の高齢者の死者数は20人（65%）でした。また、高齢者の歩行中死者数は8人（全死者の26%、高齢者死者の40%）であり、全死者、高齢者死者の中でも高い割合を占めることから、この度、鳥取県内における過去10年間（平成22年から令和元年）の高齢者の歩行中死者の状況について分析を行いました。

○ 鳥取県内における過去10年間（平成22年から令和元年）の歩行中死者数は105人で、うち高齢者は73人（70%）です。

高齢者の歩行中死者73人の特徴として、

- ・ 「道路横断中」の割合が74%、道路横断中の中では「横断歩道以外を横断中」の割合が83%
- ・ 時間別では、「17～21時台」の割合が51%
- ・ 夜間に反射材を着用していた割合が6%
- ・ 自宅からの距離別では、「50m以下、100m以下及び500m以下」の割合が59%

を占めることが挙げられます。

☞ 詳細は「添付資料」のとおり

◎ 高齢者の皆様へ

歩いて外出するときは、それが近所の店への買い物等、たとえ短時間・近距離であっても、次の点に留意して、交通事故に遭わないようにしてください。

○ 道路を横断する際、横断歩道が近くにある場合は、その横断歩道を渡りましょう。また、信号を守る、斜め横断はしない、車両の直前・直後横断はしないなど、歩行者も交通ルールを守りましょう。

○ 夜間・薄暮時は、明るい服装、反射材用品を身につけ、自分の存在をアピールしましょう。

◎ 県民の皆様へ

車両運転中は交通ルールを守り、高齢歩行者等に対する「思いやり運転」を励行しましょう。

また、運転に集中し、前方と左右の安全確認を徹底するほか、薄暮時間帯から夜間においては人対車両事故防止に有効な「前照灯の早期点灯」と「ハイビームへのこまめな切替え」を実践しましょう。

歩行中は、前記に同じく、交通ルールを守り、夜間・薄暮時には明るい服と反射材用品を身につけましょう。